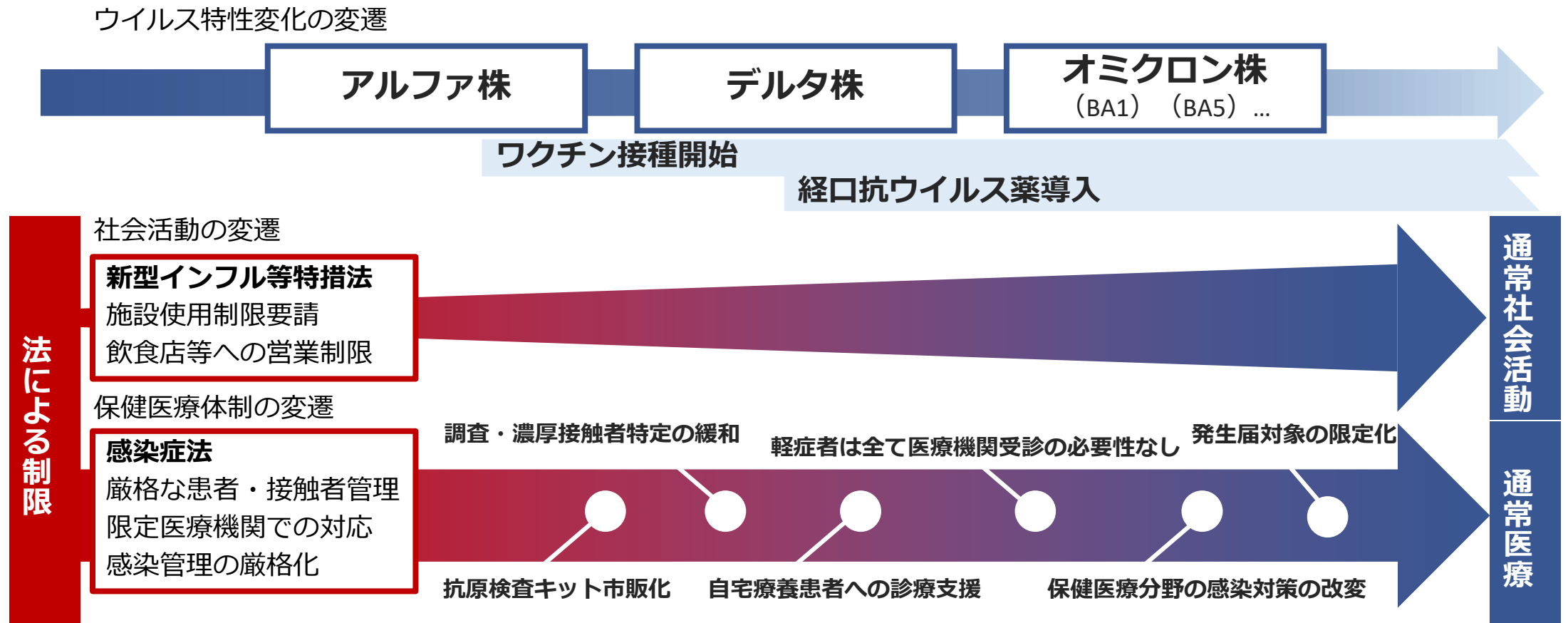




新型コロナウイルス感染症の感染症法上の 位置づけの変更に係る考え方について

令和5年2月
神奈川県健康医療局

ウイルス特性変化や対応策の変遷と社会経済活動及び保健医療体制の変遷



- 当初、ウイルスが国民の生命への甚大な影響を及ぼすことが懸念された
 - 「感染症の予防と蔓延防止」を目的に、法権限の執行が許された
(基本的人権とのバランスの上で「外出自粛」要請、入院勧告や健康観察・入院調整を実施)
- そのために、保健所や行政による患者等の管理体制が強固に構築された

いずれは、通常医療の中に
位置づけるよう移行する

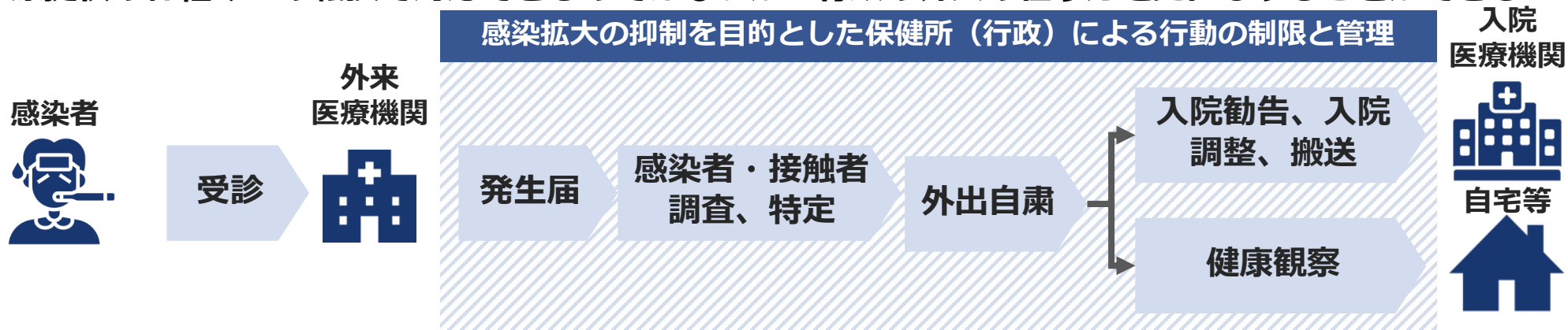
実行されている権限執行から見た感染症法の適正性

現行の法規定は、**感染症の予防や感染拡大防止**を主とした行政主体の対策であった

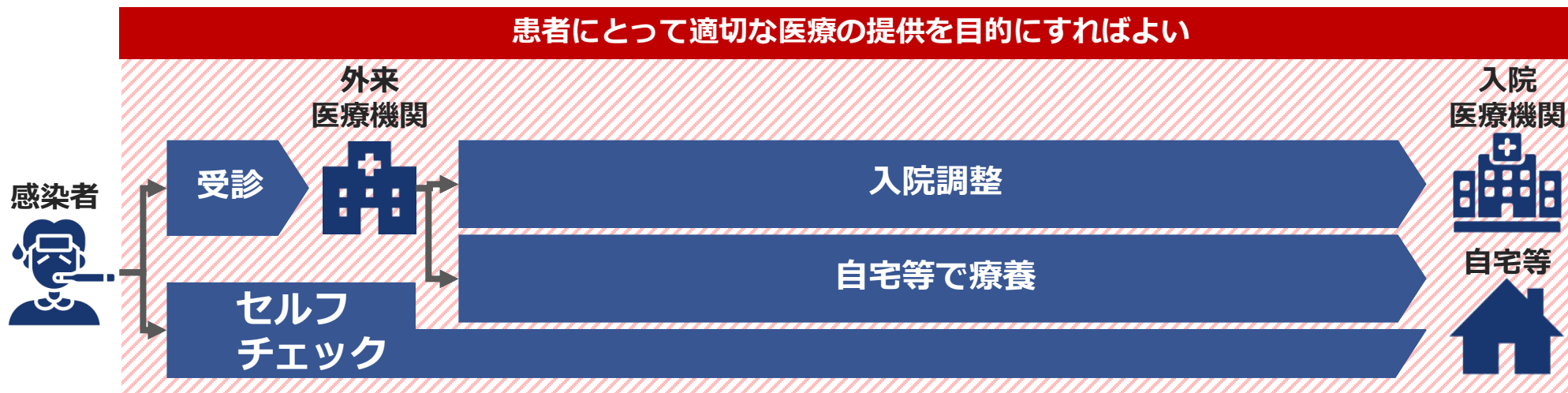
→日常医療提供の枠組みへの転換で対応できるのではないか＝行政の介入の在り方を見直すことができる

ウイルスが社会へ一定の浸透

現行の感染症法



今後の位置付け



新型コロナウイルス感染症と五類感染症における措置・事業等の比較

	新型コロナウイルス感染症	五類感染症
発生届	全ての医師が直ちに提出	全ての医師が7日以内に提出（一部感染症は直ちに）
積極的疫学調査	原則実施（現在は保健所が必要と認めた場合）	必要に応じ実施
入院措置・勧告	全ての患者	適用外
外出自粛	全ての患者・濃厚接触者に適用	適用外
就業制限	あり	適用外
公費負担	入院医療、外来医療費公費負担有り	適用外
医療体制	入院：神奈川モデル認定医療機関 外来：発熱診療等医療機関	一般医療機関が対応可能
行政検査	あり	原則なし（保健所長が認めた場合を除く）
行政搬送	あり	適用外
健康観察等	保健所が電話等で健康観察、安否確認実施	適用外
予防的検査	検査費無料・検査キット無償配布等	なし
変異株モニタリング	あり	なし
集団発生	<ul style="list-style-type: none"> 発生届に基づき探知及び施設、医療機関から保健所へ報告 集中検査及び治療介入の調整 	<ul style="list-style-type: none"> 集団発生の定義に基づき施設、医療機関から保健所へ報告 保健所長が必要と認めた場合のみ行政検査実施

【神奈川県検討結果】

(A群) 類型変更に際して経過措置・恒常的措置が**必要な事業**

分類（事業）		方針（案）	継続期間（経過措置）	法律
①	相談窓口	コロナに関する総合的な相談窓口のみを継続	6カ月程度	感染症法
②	入院調整	医療機関間の調整を基本とし、ひっ迫時には行政による支援	6カ月程度	感染症法
		一般医療への展開が可能な「入院調整用システム」を構築し活用	恒常的	医療法
③	医療費	高額療養費制度の対象とならない程度の、高額な医療費及び治療薬に対する国からの費用負担が必要	少なくとも1年程度	感染症法
④	施設の感染管理支援	集団感染に対する保健所の対応の強化（必要時に感染管理の専門家等の派遣・検査）	恒常的	感染症法
		集団感染に対する施設の対応の強化（物資備蓄の啓発、集団感染発生時における施設職員派遣の仕組み、保健所への陽性者発生の報告の徹底、感染症に係る業務継続計画の策定・定期的な訓練の義務化）	恒常的	老人福祉法・介護保険法等
⑤	ワクチン接種体制	臨時接種である間は、接種体制、副反応対応に関する財政負担	定期接種に移行するまで	予防接種法
⑥	医療機関の感染管理・診療	外来、入院及び在宅診療の実働に応じた補助等を実施（救急医療管理加算、院内トリアージ加算等の継続。現行の感染対策向上加算は要件を緩和し、感染管理の大きな負担に対し見合うように増額。在宅診療に対する加算等の新設）	少なくとも1年程度	医療法・健康保険法等
⑦	医療機関・高齢者施設間の連携強化	施設の協力医療機関のより積極的な参画を促すための支援策の創設	恒常的	医療法・健康保険法等
		協力医療機関と高齢者施設間の連携の徹底を図るよう運営基準等に位置付け	恒常的	老人福祉法・介護保険法等
⑧	罹患後症状対応	一般医療の中に罹患後症状の診療体制を確保	恒常的	医療法・健康保険法等
⑨	水際対策	国の責務において、国際クルーズ船での入国前把握の徹底（乗員・乗客名簿の事前提出）新興再興感染症発生時は検疫主体の迅速な対応の徹底（隔離、搬送調整、自治体連携）	恒常的	検疫法

【神奈川県検討結果】

(B群) 類型変更にあたっては経過措置が**不要**な事業

分類（事業）		方針（案）	廃止に合わせた備え	法律
⑩	検査	<ul style="list-style-type: none"> 検査公費負担の廃止 自治体における変異株モニタリングの廃止 	<ul style="list-style-type: none"> 民間検査会社との事前の協定締結（新規） 国における変異株モニタリングの継続 	感染症法
⑪	患者移送	入院勧告がなくなるため、保健所による患者移送の廃止	民間救急/感染対策車輻手配事業者との事前の協定締結	感染症法
⑫	医療費	高額な医療費及び治療薬を除き、公費負担の廃止		感染症法
⑬	自宅療養	<ul style="list-style-type: none"> 外出自粛要請なしのため、医療機関受診可能になるとともに保健所による健康観察は廃止 食事提供等の廃止 恒常的な在宅診療体制で対応 	<ul style="list-style-type: none"> 健康観察、配食などの事業者との事前の協定締結（新規） 在宅診療に対する補助等の設置（前葉記載）（新規） 	感染症法
⑭	宿泊療養	<ul style="list-style-type: none"> 外出自粛要請なしのため、医療機関受診可能になるとともに保健所による健康観察は廃止 食事提供等の廃止 	<ul style="list-style-type: none"> 一般旅客業（観光業界）への感染者の宿泊に対する理解の推進（新規） 健康観察、宿泊施設などの事業者との事前の協定締結（新規） 	感染症法
⑮	空床・休床補償、設備整備補助	外来、入院受入医療機関の診療実績によるインセンティブに切り替え	実働に応じた補助等の設置（前葉記載）（新規）	感染症法
⑯	スクリーニング検査	<ul style="list-style-type: none"> 無料検査（定着促進事業・一般検査事業）の廃止 施設職員向け検査の廃止 	有症状者によるセルフテストの推進（抗原検査キットの価格低廉化を国が支援）	特措法
⑰	臨時医療施設	一般医療で対応	感染症法による協定締結医療機関により担保	特措法

県民や関係機関周知のための十分な予告期間は必要

- ① **十分な予告準備期間**を置いて施行すること
- ② 必要な事業には、施行後しかるべき**経過措置**、もしくは**恒常的な代替措置**を講ずること

(参考) 感染症法における感染症の分類と考え方

分類	分類の考え方	規定されている感染症
一類感染症	感染力及び罹患した場合の重篤性からみた危険性が極めて高い感染症	エボラ出血熱 ペスト 等
二類感染症	感染力及び罹患した場合の重篤性からみた危険性が高い感染症	結核、SARS、MERS 等
三類感染症	特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起こし得る感染症	腸管出血性大腸菌感染症、 コレラ 等
四類感染症	動物、飲食物等の物件を介してヒトに感染する感染症	狂犬病、マラリア、デング 熱、サル痘 等
五類感染症	国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を国民一般や医療関係者に提供・公開していくことによって、発生・まん延を防止すべき感染症	インフルエンザ、性器クラ ミジア 等
新型インフルエンザ等 感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ又はコロナウイルス感染症のうち新たに人から人に伝染する能力を有することとなったもの ・かつて世界的規模で流行したインフルエンザ又はコロナウイルス感染症であってその後流行することなく長期間が経過しているもの 	新型インフルエンザ、再興 型インフルエンザ、新型コ ロナウイルス感染症 等
指定感染症	現在感染症法に位置付けられていない感染症について、一～三類、新型インフルエンザ等感染症と同等の危険性があり、措置を講ずる必要があるもの	政令で指定
新感染症	人から人に伝染する未知の感染症であって、り患した場合の症状が重篤であり、かつ、まん延により国民の生命及び健康医療局に重大な影響を与えるおそれがあるもの	